



福 指 第 310 号  
令和2年10月15日

各社会福祉施設等の管理者 様

静岡県健康福祉部長

「福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル（FAQ）」  
について（通知）

日頃から、県の福祉行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策の徹底について、御尽力いただき改めてお礼申し上げます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、多くの都道府県の社会福祉施設においてクラスター（感染者集団）が発生しています。

本県では、これまで皆様の御努力によりクラスターは起きておりませんが、今後、県内の社会福祉施設において感染者が発生し、クラスターにつながることは十分にあり得ることです。

このため、県では、感染者が発生した際のサービス継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症に対応した「福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル（FAQ）」を作成しました。

つきましては、このマニュアルを活用して具体的な対応策の検討や資材の準備、BCP（事業継続計画）の作成などに努めるようお願いいたします。

【本マニュアルの特色】

- ・施設職員が手に取って読みやすいQ&A方式
- ・施設職員が必要としている「6つの項目」に絞って掲載
- ・新型コロナウイルス感染症に対応したBCPの作成例を掲載

【静岡県公式ホームページ】

福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル（FAQ）について

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/coronafaq.html>

担当 福祉長寿局福祉指導課  
電話 054-221-2960  
介護保険課  
電話 054-221-3253